

中期 3 年 計 画 (平成 21 ~ 23 年度)

~ 公民館を感動の場に ~

平成 2 1 年 2 月

神戸市立住之江公民館

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1．趣旨	
2．計画策定の手順	
3．計画期間	
第2章 住之江公民館の今後の基本方針	3
第3章 基本方針ごとの中期3ヵ年計画	6
基本方針1	
基本方針2	
基本方針3	
基本方針4	
基本方針5	
基本方針6	
基本方針7	

第1章 計画策定にあたって

1. 趣 旨

公民館は、敗戦後の日本を再建し、民主主義を定着させるため、その設置を提唱された地域社会のあらゆる分野の拠点施設として誕生しました。昭和21年7月5日の文部次官通牒「公民館の設置運営について」によると、公民館の趣旨及び目的は、「郷土における公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関」であり、その運営上の方針は「町村自治向上の基礎となるべき社交機関でもあるから、なるべく堅苦しい窮屈な場所ではなく、明朗な楽しい場所となるように運営されなければならない。」と謳われています。

その後、教育基本法の成立により、公民館は地域振興の総合的機関から社会教育施設へ、そして高度経済成長による都市化の進展、行政改革・生涯学習政策下の多様な学習機会の提供を柱とする「地域における生涯学習拠点」としての公民館像を経て、現在の公民館は地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における「公共」を形成するための拠点となることが求められています。

また、最近の日本を取り巻く状況は、人間関係が希薄化し、“自分さえ良ければ”という「はき違えた個人主義」の広がりも見られる中、昨年の米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界的な景気の減速により、日本の景気も急激に悪化し、派遣社員等の非正規雇用者の「雇い止め」や新卒者の内定取消しなど雇用問題への影響のみならず、社会不安が高まりつつあります。

このような中、神戸市においては、平成18年12月に改正された教育基本法を受け、現在、教育に関する初の総合的かつ中期的計画として（仮称）「神戸市教育振興基本計画」の策定が進められています。

公民館の設置が提唱された当時とは時代背景や社会構造、市民意識などが大きく変化している現在、公民館の役割、管理運営の在り方、地域との結びつきを見直し、将来を展望する住之江公民館の中期計画として本計画を策定しました。

2．計画策定の手順

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、平成20年7月、住之江公民館運営審議会に「住之江公民館の今後の管理運営の在り方」について諮問し、検討をお願いしました。

運営審議会での検討にあたっては、公民館の原点といわれる「寺中構想」等を基本的視点として、住之江公民館の過去3ヵ年（平成17～19年度）の事業検証を行うとともに、来館者及び近隣施設への入場者を対象とした「住之江公民館に関するアンケート調査」を1ヶ月間実施し、これを分析することによって、住之江公民館の現状と課題を把握するように努めました。

その結果、平成21年1月に同運営審議会から、7つの提言を柱とする「住之江公民館の今後の管理運営の在り方について～人づくり・地域づくりの支援拠点を目指して～」（以下、「提言」という。）の報告を受けました。

これらの提言を、住之江公民館の今後の事業の方向性と今後の果たすべき役割の根本となる基本方針として、本中期計画を策定しました。

3．計画期間

神戸市をはじめ国、他都市の公民館を巡る動向や、地域住民のニーズの変化に対応していくため、本中期計画の計画期間は、平成21年度から23年度までの3年間とします。

第2章 住之江公民館の今後の基本方針

「新・神戸市生涯学習基本計画」(平成15年5月策定)は、公民館事業に関して、市民の生涯学習を支援する体制の整備として、「生涯学習支援センター(コミスタこうべ)と公民館の連携を図り、市民が創る生涯学習を総合的に展開する。」ことを方針としています。

この「新・神戸市生涯学習基本計画」の上位計画として位置づけられる(仮称)「神戸市教育振興基本計画」(平成21年1月13日計画素案)が現在、神戸市において検討が進められています。同計画(素案)では、今後の5年間の取組の方向性を示す目標の一つとして、“生涯を通じて学び、その成果を社会に還元できるまちを目指す”ことが、また重点事業の一つとして「博物館・図書館・公民館等の活用を通じた生涯学習の推進」が掲げられています。

すなわち、市内7公民館を地域における生涯学習の拠点とし、大人向けの各種講座や学校の長期休暇等を利用した子ども向けの体験教室の開催など、子どもから大人まで幅広く学ぶ機会を提供するよう求められています。

住之江公民館は、昭和51年5月の開設以来32年間、地域の社会教育施設として、地域の生涯学習拠点として大きな役割を果たしてきました。しかし、経済成長がもたらした豊かさの中で、全国の公民館は、個人の趣味や教養を高める学習の場としてとらえられがちになってきています。また昨年実施した「住之江公民館に関するアンケート調査」の集計結果から見ても、いつの間にか公民館は、「自分だけが楽しむ場」、「民間カルチャーセンターと変わらない場」へと変容しつつあり、その存在意義が薄れつつあるのではないかとの危機感を抱いています。さらに一方では、公民館自身も社会教育施設たらんとするあまり、新しい挑戦・新しいフィールドに飛び込むことを敬遠する保守的な組織になってしまっているのではないかとの思いもあります。

したがって、住之江公民館は、神戸市の教育に関するマスタープランである(仮称)「神戸市教育振興基本計画」の今後の取組の方向性及び重点事業を踏まえつつ、住之江公民館運営審議会の提言とともに、「社会の要請にこたえる事業を展開する。」ことを今後の基本方針とし、『公民館を感動の場に』(公民館をエンターテインメントに)というスローガンのもと、公民館事業を再構築していきたいと考えています。

ただし、以下の基本方針に記載した内容が、今後、神戸市において策定される公民館に関する方針・計画等の内容と抵触する場合は、後者を優先させるものとします。

基本方針1

公民館が地域住民にとって必要不可欠な施設であることを内外にアピールする。

公民館は「地域における生涯学習の拠点」であり、地域における「人づくり・地域づくり支援の拠点」であることをあらゆる機会を通じてアピールします。

基本方針2

コミュニティ機能を再認識し、誰もが立ち寄りやすい、楽しい公民館にする。

公民館は生涯学習の場であるとともに、あらゆる世代の人にとっての「居場所」であり、「たまり場」としての交流の場です。公民館を「行きたくなるような楽しい場所」にします。

基本方針3

社会の要請に応える事業を展開する。

公民館は、「個人の要望」に基づいた学習支援事業だけでなく、「社会の要請」を踏まえ、社会の変化に対応できる自立した個人やコミュニティを形成するための事業を展開していきます。

基本方針4

地域課題を解決するためのコンソーシアムを形成し、社会教育活動を展開する。

公民館は、区役所等の行政とともに、地域の小学校、中学校等の学校園や、NPO、ボランティア団体、企業等とコンソーシアム（連合体）を形成し、コーディネート機能を発揮することによって地域課題を解決するための社会教育活動を行います。

基本方針5

地域課題解決支援のため、職員のスキルアップを図る。

公民館職員は、地域住民への学習機会の提供のみならず、地域課題を把握するための企画・調査・分析能力を持つことが期待されるため、7公民館合同実務者研修等の系統だった組織的研修を実施します。

基本方針6

安全で安心な居場所が確保された公民館にする。

こどもから高齢者まであらゆる世代が利用する施設であることから、安全・安心な居場所を確保するため、危機管理体制を一層明確にするとともに、事故等の予防と発生後の迅速で適切な対応を整備します。

基本方針7

内部評価と外部評価を実施することにより、常に事業の見直しを図る。

住之江公民館独自の事業評価システムを構築し、内部評価及び外部評価を実施します。
また、外部評価は公民館運営審議会を活用して実施し、その結果に基づいて、常に公民館事業を見直し、改善していきます。

第3章 基本方針ごとの中期3ヵ年計画

新規事業

拡充事業

・ 継続事業

将来検討すべき事業

基本方針1

公民館が地域住民にとって必要不可欠な施設であることを内外にアピールする。

《3ヵ年での取り組み》

住之江地区協議会の広報紙「すみのえ新報」に公民館情報を定期的に掲載する。

住吉小学校に公民館便りを配布する。

公民館の想い・活動内容が見える公民館報（公民館便り）を隔月に発行する。

インターネットを活用して、住之江公民館を地域情報、学習情報満載の「情報ステーション」（情報の受信・発信拠点）とする。

- ・ 住之江公民館運営審議会の会議資料及び審議内容をホームページに公開する。
- ・ 神戸市及び住之江公民館のホームページを活用した情報発信に努める。
- ・ 7公民館合同事業の開催、7公民館共通パンフレット作成により広報力を強化する。
- ・ 三宮の花時計ギャラリーにおいて公民館事業を紹介する。
- ・ 地域の掲示板に公民館事業を紹介する。

基本方針2

コミュニティ機能を再認識し、誰もが立ち寄りやすい、楽しい公民館にする。

《3カ年での取り組み》

公民館に対する意見・要望等の利用者の声を吸い上げるため、意見箱を設置する。
公民館の集会所機能を再認識し、飲食可能なスペースについての基準づくりを行う。
公民館の月間スケジュール表を掲示し、館便り・ホームページに掲載することにより、行事・講座等に参加しやすくする。

三世代の家族で参加できる歴史散策、音楽教室、料理教室等を実施する。

ロビー等のフリースペースにBGMとして小音量の音楽を流す。

本館ロビー及び別館「ふれあいサロン」、図書コーナー等のフリースペースを情報提供の場としてだけでなく、交流できる自由なたまり場とする。

本館ロビーの展示スペース「すみのえギャラリー」を、登録グループのみならず、地域住民・団体にも開放する。

託児ボランティアを養成することにより、託児付きの講座・セミナーを開催する。

定期的に公民館に関するアンケート調査を実施することにより、年齢別・対象別に利用しやすい曜日や時間帯の把握も努める。

公共交通機関を利用することが困難な来館者のため、近隣で駐車場を確保する。

- ・ 公民館利用者が学習の成果を地域の内外に発表し、交流する「作品展・ふれあいフェスティバル」を開催する。
- ・ 貸館制度による学習機会の提供、集会の場の提供を行う。

基本方針3

社会の要請に応える事業を展開する。

《3カ年での取り組み》

生涯学習支援センター（コムスタこうべ）、区社会福祉協議会等と連携し、教育・保健・福祉の枠を超えた事業を展開する。

地球環境問題・エコ活動、防災・防犯教室、音楽や料理を媒体とした国際交流等の「社会の要請」に基づく講座・講演会を開催する。

ボランティア養成講座の修了生や読み聞かせボランティアにより、図書コーナーの運営や「絵本の日」を開催する。

登録グループの学習還元活動を支援する「住之江教えマスター制度」について、公民館は依頼内容を直接把握するなど、きめ細やかな調整を行う。

顕著な学習還元活動の実績を有する教えマスター登録グループを表彰する。

本館ロビーの展示スペース「すみのえギャラリー」を、登録グループのみならず、地域住民・団体にも開放する。

定住外国人を対象とした「日本語教室」を、火曜日の夜間以外にも開催する。

- ・ 「だんじり祭」など地域の伝統行事を支援する。
- ・ 「作品展・ふれあいフェスティバル」を実行委員会方式で運営する。
- ・ 子育てや親育ち講座として、「三歳児をもつ親と子の教室」を通年で実施する。
- ・ 人権をテーマとした7公民館合同講演会を年1回開催する。
- ・ 学校では体験しにくい活動や家族とのふれあい生まれる親子講座を、夏休みはサマースクール、冬休みにはウィンタースクールとして開催する。
- ・ 市民の多様な学習ニーズに応えるため、春季及び秋季に「短期講座」を開催する。
- ・ 土曜日・日曜日に主に小中学生を対象として、青少年対象教室（子ども習字・子ども剣道・子どもバトントワリング・子ども英語）を通年で実施する。
- ・ 学校のない土曜日・日曜日の子どもたちの居場所づくり、異世代交流を目的として体育室開放事業（現在は土曜日のみ）及び学習室開放事業を通年で実施する。
- ・ 文化・スポーツ活動等を行う登録グループを育成・支援する。

基本方針4

地域課題を解決するためのコンソーシアムを形成し、社会教育活動を展開する。

《3カ年での取り組み》

地域に存在する日本ユニセフ協会・コープこうべ・J-COM等の社会資源や学校園、区役所等を「公民館パートナー」として位置づけ、合同事業を実施することにより新たな社会教育活動を展開する。

高等学校や大学等とのさらなる連携を図り、新たな社会教育活動を展開する。

幼稚園や保育園との間で、学校教育や社会教育の連携事業を展開する。

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、児童館で構成する「生徒指導連絡会」を開催し、子どもの健全育成のための情報交換・意見交換を行う。
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、保育園、保育所、児童館、区社会福祉協議会、住之江地区協議会、東灘警察署で構成する「住之江地区周辺公的施設連絡会」に参加し、子どもの健全育成のための情報交換・意見交換を行う。
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、各PTA、青少年協議会、交通安全協会、防犯協会、住吉学園で構成する「住吉町教育振興委員会」に参加し、子どもの健全育成のための情報交換・意見交換を行う。
- ・ 「東灘子育てサポートネットワーク会議」に参加し、子どもの健全育成のための情報交換・意見交換を行う。

基本方針5

地域課題解決支援のため、職員のスキルアップを図る。

《3カ年での取り組み》

公民館の歴史や社会教育に関する7公民館合同の公民館初任者研修を実施する。

地域の人材を活用し、地域の歴史等を学ぶ職場研修を実施する。

神戸市や兵庫県等で実施するスキルアップのための外部研修に職員を派遣する。

外部講師による応対マナー研修等を実施する。

- ・ 国や他都市における公民館・社会教育の動向、地域情報、応対マナー等に関する職場研修を実施する。
- ・ 職員自ら地域特性、地域課題、住民の要望等について把握するよう努める。
- ・ 職員自らスキルアップのための自己研鑽に努める。
- ・ 職員会議等において、公民館の運営に必要な情報を共有する。

基本方針6

安全で安心な居場所が確保された公民館にする。

《3ヵ年での取り組み》

事故等の予防と自然災害・事故等の発生後の迅速で適切な対応をあらかじめ定めた緊急時の危機管理マニュアルを作成する。

防災訓練を定期的に行う。

天候に左右されない公共空間という特長を生かした、新たな事業を企画実施する。

- ・ 自衛消防組織を設置し、防火管理者を選任する。

基本方針7

内部評価と外部評価を実施することにより、常に事業の見直しを図る。

《3カ年での取り組み》

住之江公民館独自の事業評価票及び事業評価基準を作成する。

内部評価を職員会で実施する。

外部評価を公民館運営審議会で実施する。

内部評価・外部評価の結果を地域住民に公表する。